

## 【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年9月8日
【届出者の氏名又は名称】	ウブシロン投資事業有限責任組合 無限責任組合員 META Capital株式会社 代表取締役 税所 篤
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区赤坂9丁目7番2号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂9丁目7番2号
【電話番号】	03-3408-3100
【事務連絡者氏名】	無限責任組合員 META Capital株式会社 ディレクター 橋本 希有子
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	ウブシロン投資事業有限責任組合 (東京都港区赤坂9丁目7番2号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、ウブシロン投資事業有限責任組合をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、澤田ホールディングス株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注6) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注7) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

## 1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

公開買付者は、the Bank of Mongolia（以下「モンゴル銀行」といいます。）に対して、事前承認の申請を承認する旨の判断を実務上可能な限り速やかに行うことを要請する2020年9月7日付の書面を、同月7日に、ハーン銀行を通じて、提出したこと等に伴い、2020年2月20日付で提出いたしました公開買付届出書（同年3月9日付、同月24日付、同年4月6日付、同月20日付、同年5月20日付、同月26日付、同年6月8日付、同月18日付、同月30日付、同年7月13日付、同月29日付、同年8月12日付及び同月25日付で提出いたしました公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定により、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針  
本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

届出当初の期間

6 株券等の取得に関する許可等

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

公開買付届出書の添付書類

## 3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

## 第1【公開買付要項】

### 3【買付け等の目的】

#### (1) 本公開買付けの概要 (訂正前)

(前略)

そして、公開買付者は、本書の記載事項に訂正すべき事項が生じたため、2020年8月25日付で公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出するとともに、公開買付期間を2020年9月8日(火曜日)まで延長し、公開買付期間を合計135営業日とすることといたしました。

(中略)

公開買付者は、2020年8月11日付のモンゴル銀行宛書面を同月12日に提出してから本書提出日現在に至るまで、モンゴル銀行から、当該書面に対する何らかの返答その他の連絡を一切受領しておらず、本書提出日現在においてモンゴル銀行の事前承認を取得できておりませんが、同年9月上旬までにモンゴル銀行から一切返答がない場合には、モンゴル銀行宛に、事前承認に対する判断に関する状況を確認する書面を送付することを予定しております。

公開買付期間満了までに事前承認を取得した場合や事前承認を取得できない見込みとなった場合、また、モンゴル銀行から2020年7月27日モンゴル銀行宛書面又は同書面に沿って公開買付者が2020年8月11日付で提出した追加情報・書面に関する何らかの追加的な連絡又は要請を受領した場合その他事前承認の取得に関して進展があった場合、速やかに訂正届出書を提出し、お知らせいたします。

(後略)

(訂正後)

(前略)

そして、公開買付者は、本書の記載事項に訂正すべき事項が生じたため、2020年8月25日付で公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出するとともに、公開買付期間を2020年9月8日(火曜日)まで延長し、公開買付期間を合計135営業日とすることといたしました。また、公開買付者は、本書の記載事項に訂正すべき事項が生じたため、2020年9月8日付で公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出するとともに、公開買付期間を2020年9月24日(木曜日)まで延長し、公開買付期間を合計145営業日とすることといたしました。

(中略)

公開買付者は、2020年8月11日付のモンゴル銀行宛書面を同月12日に提出してから本書提出日現在に至るまで、モンゴル銀行から、当該書面に対する何らかの返答その他の連絡を一切受領しておらず、本書提出日現在においてモンゴル銀行の事前承認を取得できておりません。そして、同年9月上旬までにモンゴル銀行から一切返答がない場合には、モンゴル銀行宛に、事前承認に対する判断に関する状況を確認する書面を送付することを予定していたところ、同月6日までにモンゴル銀行から一切返答がなかったため、公開買付者は、事前承認の申請を承認する旨の判断を実務上可能な限り速やかに行うこと等を要請する同月7日付のモンゴル銀行宛書面を、同月7日に、ハーン銀行を通じて、モンゴル銀行に提出いたしました。同書面には、公開買付者が事前承認の取得のためにモンゴル法上必要な全ての情報・書面を提出したこと(モンゴル銀行が2020年6月22日付書面に基いて追加情報・書面を提出させることにより確認しようとした事項は、同書面によって要請された情報・書面のうち、提出できると公開買付者が判断し、同年8月11日付でモンゴル銀行に提出したのものによって十分証明されており、公開買付者としては、事前承認の取得のためにモンゴル法上必要な全ての情報を提出されたものと認識しております。)、そのため、事前承認の申請を承認する旨の判断を実務上可能な限り速やかに行うことを要請すること、及び事前承認を得られる時期の見込みを連絡して欲しい旨が記載されております。上記の通り、公開買付者としては、事前承認の取得のためにモンゴル法上必要な全ての情報・書面を提出されたものと認識しているため、同年9月7日付のモンゴル銀行宛書面には、これまでに公開買付者が提出した情報・書面に不備があれば連絡が欲しい旨の記載はありません。また、事前承認に対する判断の状況を教えて欲しい旨を記載しても、回答を得られる見込みが低く、かつ、可及的速やかに事前承認を取得したいとの強い意向が伝わりづらいつつ同日時点において判断したため、事前承認に対する判断の状況を教えて欲しい旨の記載はありません。なお、当該モンゴル銀行宛書面は、主として事前承認の判断が実務上可能な限り速やかに行われることを企図して作成されたものであり、また、モンゴル銀行から明確な返答を得られる可能性は低いと考えているため、具体的な返答期限は記載しておりません。また、電話や面談等で事前承認を得られる時期の見込みをモンゴル銀行に対して質問することも考えられますが、事柄の性質上、一般的に、政府機関が許認可等を行うか否かの検討状況について電話や面談等で照会しても明確な回答を得られる可能性は低いと考えており、実際に、ハーン銀行がモンゴル銀行の事前承認の担当者との間で同年5月14日に行った面談において、モンゴル銀行の担当者が、事前承認の申請に対して、承認するか又は否認するかの決定に係る判断をいつまでに実施するかについては言及しておらず、また、これまでのモンゴル銀行からの連絡は全て書面で行われていることから、電話や面談等で事前承認を得られる時期の見込みを質問しても、明確な回答を得られる見込みは低いと考えているため、電話や面談等で質問はしておらず、今後行うことも現時点では想定しておりません。もっとも、同年9月下旬に至っても同月7日付のモンゴル銀行宛書面に対して返答その他の連絡がない場合等今後の状況次第では、書面、電話、面談等によって更なる接触を図ることを想定しております。

公開買付期間満了までに事前承認を取得した場合や事前承認を取得できない見込みとなった場合、また、モンゴル銀行から2020年7月27日モンゴル銀行宛書面又は同書面に沿って公開買付者が2020年8月11日付で提出した追加情報・書面に関する何らかの追加的な連絡又は要請を受領した場合、上記の2020年9月7日付のモンゴル銀行宛書面に対する返答があった場合その他事前承認の取得に関して進展があった場合、速やかに訂正届出書を提出し、お知らせいたします。

(後略)

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(訂正前)

(前略)

なお、公開買付者は、上記のとおり、公開買付期間を2020年9月8日まで延長したため、同年3月31日までに対象者株式を取得し同日を基準日とする配当を取得すること、同年3月中に本公開買付けの決済を行い対象者を子会社化すること、及び同年5月末までに対象者に対し役員を派遣することは困難な状況になりましたが、対象者を子会社化し、対象者に対し役員を派遣する方針に変更はなく、本公開買付けの終了後速やかに決済を行い対象者を子会社化するとともに、本公開買付けの終了後可能な限り速やかに対象者に対し役員を派遣することを予定しております。

(中略)

そして、公開買付者は、2020年8月11日付のモンゴル銀行宛書面を同月12日に提出してから本書提出日現在に至るまで、モンゴル銀行から、当該書面に対する何らかの返答その他の連絡を一切受領しておらず、本書提出日現在においてモンゴル銀行の事前承認を取得できておりませんが、同年9月上旬までにモンゴル銀行から一切返答がない場合には、モンゴル銀行宛に、事前承認に対する判断に関する状況を確認する書面を送付することを予定していることから、公開買付期間を、9月8日(火曜日)まで延長し、公開買付期間を合計135営業日とすることといたしました。

(中略)

公開買付者は、2020年8月11日付のモンゴル銀行宛書面を同月12日に提出してから本書提出日現在に至るまで、モンゴル銀行から、当該書面に対する何らかの返答その他の連絡を一切受領しておらず、本書提出日現在においてモンゴル銀行の事前承認を取得できておりませんが、同年9月上旬までにモンゴル銀行から一切返答がない場合には、モンゴル銀行宛に、事前承認に対する判断に関する状況を確認する書面を送付することを予定しております。

公開買付期間満了までに事前承認を取得した場合や事前承認を取得できない見込みとなった場合、また、モンゴル銀行から2020年7月27日モンゴル銀行宛書面又は同書面に沿って公開買付者が2020年8月11日付で提出した追加情報・書面に関する何らかの追加的な連絡又は要請を受領した場合その他事前承認の取得に関して進展があり次第、速やかに訂正届出書を提出し、お知らせいたします。

(後略)

(訂正後)

(前略)

なお、公開買付者は、上記のとおり、公開買付期間を2020年9月24日まで延長したため、同年3月31日までに対象者株式を取得し同日を基準日とする配当を取得すること、同年3月中に本公開買付けの決済を行い対象者を子会社化すること、及び同年5月末までに対象者に対し役員を派遣することは困難な状況になりましたが、対象者を子会社化し、対象者に対し役員を派遣する方針に変更はなく、本公開買付けの終了後速やかに決済を行い対象者を子会社化するとともに、本公開買付けの終了後可能な限り速やかに対象者に対し役員を派遣することを予定しております。

(中略)

そして、公開買付者は、2020年8月11日付のモンゴル銀行宛書面を同月12日に提出してから本書提出日現在に至るまで、モンゴル銀行から、当該書面に対する何らかの返答その他の連絡を一切受領しておらず、本書提出日現在においてモンゴル銀行の事前承認を取得できておりませんが、同年9月上旬までにモンゴル銀行から一切返答がない場合には、モンゴル銀行宛に、事前承認に対する判断に関する状況を確認する書面を送付することを予定していることから、公開買付期間を、9月8日(火曜日)まで延長し、公開買付期間を合計135営業日とすることといたしました。また、公開買付者は、事前承認の申請を承認する旨の判断を実務上可能な限り速やかに行うことを要請する同月7日付のモンゴル銀行宛書面を、同月7日に、ハーン銀行を通じて、モンゴル銀行に提出したことから、公開買付期間を、同月24日(木曜日)まで延長し、公開買付期間を合計145営業日とすることといたしました。

(中略)

公開買付者は、2020年8月11日付のモンゴル銀行宛書面を同月12日に提出してから本書提出日現在に至るまで、モンゴル銀行から、当該書面に対する何らかの返答その他の連絡を一切受領しておらず、本書提出日現在においてモンゴル銀行の事前承認を取得できておりません。そして、同年9月上旬までにモンゴル銀行から一切返答がない場合には、モンゴル銀行宛に、事前承認に対する判断に関する状況を確認する書面を送付することを予定していたところ、同月6日までにモンゴル銀行から一切返答がなかったため、公開買付者は、事前承認の申請を承認する旨の判断を実務上可能な限り速やかに行うこと等を要請する同月7日付のモンゴル銀行宛書面を、同月7日に、ハーン銀行を通じて、モンゴル銀行に提出いたしました。同書面には、公開買付者が事前承認の取得のためにモンゴル法上必要な全ての情報・書面を提出したこと(モンゴル銀行が2020年6月22日付書面に基づいて追加情報・書面を提出させることにより確認しようとした事項は、同書面によって要請された情報・書面のうち、提出できると公開買付者が判断し、同年8月11日付でモンゴル銀行に提出したのものによって十分証明されており、公開買付者としては、事前承認の取得のためにモンゴル法上必要な全ての情報を提出されたものと認識しております。)、そのため、事前承認の申請を承認する旨の判断を実務上可能な限り速やかに行うことを要請すること、及び事前承認を得られる時期の見込みを連絡して欲しい旨が記載されております。上記の通り、公開買付者としては、事前承認の取得のためにモンゴル法上必要な全ての情報・書面を提出されたものと認識しているため、同年9月7日付のモンゴル銀行宛書面には、これまでに公開買付者が提出した情報・書面に不備があれば連絡が欲しい旨の記載はありません。また、事前承認に対する判断の状況を教えて欲しい旨を記載しても、回答を得られる見込みが低く、かつ、可及的速やかに事前承認を取得したいとの強い意向が伝わりづらいと同日時点において判断したため、事前承認に対する判断の状況を教えて欲しい旨の記載はありません。なお、当該モンゴル銀行宛書面は、主として事前承認の判断が実務上可能な限り速やかに行われることを企図して作成されたものであり、また、モンゴル銀行から明確な返答を得られる可能性は低いと考えているため、具体的な返答期限は記載しておりません。また、電話や面談等で事前承認を得られる時期の見込みをモンゴル銀行に対して質問することも考えられますが、事柄の性質上、一般的に、政府機関が許認可等を行うか否かの検討状況について電話や面談等で照会しても明確な回答を得られる可能性は低いと考えており、実際に、ハーン銀行がモンゴル銀行の事前承認の担当者との間で同年5月14日に行った面談において、モンゴル銀行の担当者が、事前承認の申請に対して、承認するか又は否認するかの決定に係る判断をいつまでに実施するかについては言及しておらず、また、これまでのモンゴル銀行からの連絡は全て書面で行われていることから、電話や面談等で事前承認を得られる時期の見込みを質問しても、明確な回答を得られる見込みは低いと考えているため、電話や面談等で質問はしておらず、今後行うことも現時点では想定しておりません。もっとも、同年9月下旬に至っても同月7日付のモンゴル銀行宛書面に対して返答その他の連絡がない場合等今後の状況次第では、書面、電話、面談等によって更なる接触を図ることを想定しております。

公開買付期間満了までに事前承認を取得した場合や事前承認を取得できない見込みとなった場合、また、モンゴル銀行から2020年7月27日モンゴル銀行宛書面又は同書面に沿って公開買付者が2020年8月11日付で提出した追加情報・書面に関する何らかの追加的な連絡又は要請を受領した場合、上記の2020年9月7日付のモンゴル銀行宛書面に対する返答があった場合その他事前承認の取得に関して進展があり次第、速やかに訂正届出書を提出し、お知らせいたします。

( 後略 )

#### 4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

##### (1)【買付け等の期間】

###### 【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2020年2月20日(木曜日)から2020年9月8日(火曜日)まで(135営業日)
公告日	2020年2月20日(木曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a> )

(訂正後)

買付け等の期間	2020年2月20日(木曜日)から2020年9月24日(木曜日)まで(145営業日)
公告日	2020年2月20日(木曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス <a href="https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/">https://disclosure.edinet-fsa.go.jp/</a> )



## 6【株券等の取得に関する許可等】

(訂正前)

(前略)

そして、公開買付者は、2020年8月11日付のモンゴル銀行宛書面を同月12日に提出してから本書提出日現在に至るまで、モンゴル銀行から、当該書面に対する何らかの返答その他の連絡を一切受領しておらず、本書提出日現在においてモンゴル銀行の事前承認を取得できておりませんが、同年9月上旬までにモンゴル銀行から一切返答がない場合には、モンゴル銀行宛に、事前承認に対する判断に関する状況を確認する書面を送付することを予定していることから、公開買付期間を、9月8日(火曜日)まで延長し、公開買付期間を合計135営業日とすることといたしました。

(中略)

公開買付者は、2020年8月11日付のモンゴル銀行宛書面を同月12日に提出してから本書提出日現在に至るまで、モンゴル銀行から、当該書面に対する何らかの返答その他の連絡を一切受領しておらず、本書提出日現在においてモンゴル銀行の事前承認を取得できておりませんが、同年9月上旬までにモンゴル銀行から一切返答がない場合には、モンゴル銀行宛に、事前承認に対する判断に関する状況を確認する書面を送付することを予定しております。

公開買付期間満了までに事前承認を取得した場合や事前承認を取得できない見込みとなった場合、また、モンゴル銀行から2020年7月27日モンゴル銀行宛書面又は同書面に沿って公開買付者が2020年8月11日付で提出した追加情報・書面に関する何らかの追加的な連絡又は要請を受領した場合その他事前承認の取得に関して進展があり次第、速やかに訂正届出書を提出し、お知らせいたします。

(後略)

(訂正後)

(前略)

そして、公開買付者は、2020年8月11日付のモンゴル銀行宛書面を同月12日に提出してから本書提出日現在に至るまで、モンゴル銀行から、当該書面に対する何らかの返答その他の連絡を一切受領しておらず、本書提出日現在においてモンゴル銀行の事前承認を取得できておりませんが、同年9月上旬までにモンゴル銀行から一切返答がない場合には、モンゴル銀行宛に、事前承認に対する判断に関する状況を確認する書面を送付することを予定していることから、公開買付期間を、9月8日(火曜日)まで延長し、公開買付期間を合計135営業日とすることといたしました。また、公開買付者は、事前承認の申請を承認する旨の判断を実務上可能な限り速やかに行うことを要請する同月7日付のモンゴル銀行宛書面を、同月7日に、ハーン銀行を通じて、モンゴル銀行に提出したことから、公開買付期間を、同月24日(木曜日)まで延長し、公開買付期間を合計145営業日とすることといたしました。

(中略)

公開買付者は、2020年8月11日付のモンゴル銀行宛書面を同月12日に提出してから本書提出日現在に至るまで、モンゴル銀行から、当該書面に対する何らかの返答その他の連絡を一切受領しておらず、本書提出日現在においてモンゴル銀行の事前承認を取得できておりません。そして、同年9月上旬までにモンゴル銀行から一切返答がない場合には、モンゴル銀行宛に、事前承認に対する判断に関する状況を確認する書面を送付することを予定していたところ、同月6日までにモンゴル銀行から一切返答がなかったため、公開買付者は、事前承認の申請を承認する旨の判断を実務上可能な限り速やかに行うこと等を要請する同月7日付のモンゴル銀行宛書面を、同月7日に、ハーン銀行を通じて、モンゴル銀行に提出いたしました。同書面には、公開買付者が事前承認の取得のためにモンゴル法上必要な全ての情報・書面を提出したこと(モンゴル銀行が2020年6月22日付書面に基づいて追加情報・書面を提出させることにより確認しようとした事項は、同書面によって要請された情報・書面のうち、提出できると公開買付者が判断し、同年8月11日付でモンゴル銀行に提出したのものによって十分証明されており、公開買付者としては、事前承認の取得のためにモンゴル法上必要な全ての情報を提出されたものと認識しております。)、そのため、事前承認の申請を承認する旨の判断を実務上可能な限り速やかに行うことを要請すること、及び事前承認を得られる時期の見込みを連絡して欲しい旨が記載されております。上記の通り、公開買付者としては、事前承認の取得のためにモンゴル法上必要な全ての情報・書面を提出されたものと認識しているため、同年9月7日付のモンゴル銀行宛書面には、これまでに公開買付者が提出した情報・書面に不備があれば連絡が欲しい旨の記載はありません。また、事前承認に対する判断の状況を教えて欲しい旨を記載しても、回答を得られる見込みが低く、かつ、可及的速やかに事前承認を取得したいとの強い意向が伝わりづらいと同日時点において判断したため、事前承認に対する判断の状況を教えて欲しい旨の記載はありません。なお、当該モンゴル銀行宛書面は、主として事前承認の判断が実務上可能な限り速やかに行われることを企図して作成されたものであり、また、モンゴル銀行から明確な返答を得られる可能性は低いと考えているため、具体的な返答期限は記載しておりません。また、電話や面談等で事前承認を得られる時期の見込みをモンゴル銀行に対して質問することも考えられますが、事柄の性質上、一般的に、政府機関が許認可等を行うか否かの検討状況について電話や面談等で照会しても明確な回答を得られる可能性は低いと考えており、実際に、ハーン銀行がモンゴル銀行の事前承認の担当者との間で同年5月14日に行った面談において、モンゴル銀行の担当者が、事前承認の申請に対して、承認するか又は否認するかの決定に係る判断をいつまでに実施するかについては言及しておらず、また、これまでのモンゴル銀行からの連絡は全て書面で行われていることから、電話や面談等で事前承認を得られる時期の見込みを質問しても、明確な回答を得られる見込みは低いと考えているため、電話や面談等で質問はしておらず、今後行うことも現時点では想定しておりません。もっとも、同年9月下旬に至っても同月7日付のモンゴル銀行宛書面に対して返答その他の連絡がない場合等今後の状況次第では、書面、電話、面談等によって更なる接触を図ることを想定しております。

公開買付期間満了までに事前承認を取得した場合や事前承認を取得できない見込みとなった場合、また、モンゴル銀行から2020年7月27日モンゴル銀行宛書面又は同書面に沿って公開買付者が2020年8月11日付で提出した追加情報・書面に関する何らかの追加的な連絡又は要請を受領した場合、上記の2020年9月7日付のモンゴル銀行宛書面に対する返答があった場合その他事前承認の取得に関して進展があり次第、速やかに訂正届出書を提出し、お知らせいたします。

(後略)

## 10【決済の方法】

### (2)【決済の開始日】

(訂正前)

2020年9月15日(火曜日)

(訂正後)

2020年10月1日(木曜日)

### 公開買付届出書の添付書類

公開買付者は、本公開買付けについて、買付条件等の変更を行ったため、2020年9月8日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を公開買付開始公告の変更として本書に添付いたします。

なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。